

○宇部市男女共同参画推進条例

平成十四年六月二十八日

条例第二十一号

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 基本的施策等（第九条―第十九条）

第三章 宇部市男女共同参画推進審議会（第二十条）

附則

宇部市は、石炭産業の隆盛に伴い、村から一躍市制を施行した。

その後、戦災復興や公害問題の克服など幾多の難局にも直面したが、「共存同栄、協同一致」の宇部の精神を礎とし、緑と花と彫刻のまちづくりにも男女を問わず市民が一体となって取り組み、様々な成果を挙げてきた。

この進取の気風を踏まえて、平成十年六月には中国地方で初めての男女共同参画都市宣言が市議会において決議され、男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取組を推進してきた。

しかしながら、少子高齢化の進行などの社会情勢の変化に対応するとともに、豊かで心の通い合う社会を築くために、男女が互いにその人格及び人権を尊重し、真に責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現に向けて、なお一層の努力が求められている。

そこで、男女共同参画の推進についての基本理念並びに市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、「活力とやすらぎに満ちた国際交流都市」を目指し、男女共同参画社会の実現に向けての取組を協働して積極的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に係る基本理念並びに市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、行政が家庭や個人の思想及び良心の自由の尊重に配慮しながら、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、社会の様々な分野における活動に自らの意思によって参画し、共に責任を担うことをいう。

（基本理念）

第三条 本市における男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念とする。

- 一 男女が、男らしさ女らしさを一方的に否定することなく男女の特性を認め合い、互いにその人格と役割を認めるとともに、尊厳を重んじ合うこと、男女が性別によって法の下での平等の原則に

反する取扱いを受けないこと、男女がその特性と能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人格的平等が尊重されるよう努めること。

二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、社会における男女の活動の自由な選択を阻害することのないよう配慮に努めること。

三 市における施策又は民間の団体における方針が立案及び決定されるに当たり、男女が共同して参画する機会が確保されるよう努めること。

四 家族を構成する男女が、家庭尊重の精神に基づいた相互の努力と協力の下に、愛情豊かな子育て、家族の介護その他の様々な家庭生活の営みにおいて、すべからず家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ、就業その他の社会生活における活動を行うことができるよう配慮に努めること。ただし、それぞれの家庭における役割の重要性や子どもへの配慮を軽視することのないよう十分に留意すること。

五 専業主婦を否定することなく、現実家庭を支えている主婦を男女が互いに協力し、支援するよう配慮に努めること。

六 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案すること。

（市民の役割）

第四条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、前条に規定する男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が共同して参画する機会の確保及び仕事と家庭生活における活動その他の活動が両立できるような就業環境の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市の役割）

第六条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者、国及び県との連携に努めるものとする。

（性別による権利侵害の禁止等）

第七条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会の様々な分野において、次に掲げる行為により互いに人間としての尊厳を損なうことのないよう努めなければならない。

一 性別による差別的取扱い

二 セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせるような性的な言動をいう。）

三 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為

2 市は、前項に規定する行為を防止するため、広報活動等による啓発に努めるものとする。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第八条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、異性に対する暴力等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

(基本計画)

第九条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するときは、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第十一条 市は、広報活動等を通じて、男女共同参画の推進について市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画に関する教育及び学習の振興)

第十二条 市は、市民があらゆる機会を通じて男女共同参画に対する関心と理解を深めるため、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の自主的な活動への支援)

第十三条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者の報告)

第十四条 市長は、前条に規定する支援を行ったときは、市民及び事業者に対し、必要な報告を求めることができるものとする。

(情報の収集及び分析)

第十五条 市は、男女共同参画の推進に関し、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第十六条 市は、施策の総合的な推進に資するため、主要な施策の実施状況等について報告書を作成し、公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第十七条 市は、市民及び事業者の協力の下に施策を推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(苦情の申出の処理)

第十八条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について市民又は事業者からの苦情の申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において、特に必要があると認めるときは、宇部市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができるものとする。

(相談窓口の設置)

第十九条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する市民からの相談を受けるため、相談窓口を設置するものとする。

2 市長は、前項に規定する相談を受けたときは、関係機関等と連携をとり、必要な助言を行うなど適切に対応するよう努めるものとする。

第三章 宇部市男女共同参画推進審議会

(宇部市男女共同参画推進審議会)

第二十条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項及び宇部市男女共同参画センター・フォーユの運営に関し必要な事項を調査審議させるため、宇部市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員二十人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者、団体の代表者及び市民のうちから、市長が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(宇部市男女共同参画推進審議会条例の廃止)

2 宇部市男女共同参画推進審議会条例(平成十年条例第二十三号)は、廃止する。

(宇部市男女共同参画センター・フォーユ条例の一部改正)

3 宇部市男女共同参画センター・フォーユ条例(平成十三年条例第五号)の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略